

## 第5回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成30年10月5日（金）
- 2 開会日時及び場所  
平成30年10月5日（金） 午後1時32分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 平成30年10月5日（金） 午後2時10分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	4番 東 康敬	5番 林田 剛
6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光	9番 馬場 保
10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者（1名）

3番 松永 一

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
参 事	増富 浩彦
主 事	北尾 祥
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第19号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第20号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第6 報告第3号 非農地通知の発出について

---

午後1時32分開会

○事務局長（坂本 英知君） 皆さんどうも、こんにちは。本日は松永委員より欠席届が提出されてお

ります。

なお、本日の出席者は法の規定による過半数に達しておりますので、会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さん、こんにちは。台風25号の接近で心配の中に、第5回農業委員会総会にご出席を賜り、ありがとうございます。

それでは早速、ただいまから平成30年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。座って進めさせていただきます。

本日の付議すべき事項として、議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第19号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第20号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、報告第3号非農地通知の発出について、以上、議案4件、報告1件となります。

では、早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、7番、渡部委員、8番、平野委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第17号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号79番から80番までです。

まず、受付番号79番については、親から子へ贈与する案件です。

受付番号80番については、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号79番から80番について、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果においても、許可に当たって何ら問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号79番から80番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号81番から83番までです。

まず、受付番号81番については、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号82番については、規模拡大のため買い受ける案件です。調査会では、土地改良区内の農地の売買価格について質疑がありましたが、記載してある100万円は、反当りとのことでした。なお、改良区内の売買については、近傍農地との売買価格に差異が生じないように、申請者へ確認、当該土地改良区へ協議を行うよう申請の際、事務局へお願いしております。

受付番号83番については、親から子へ贈与する案件です。

受付番号81番から83番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果においても、許可に当たって問題は何もありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号81番から83番について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。大久保委員、どうぞ。

○委員（18番 大久保 信一君） 18番、大久保です。

ただいま中部の調査会長から説明がありました受付番号82番についてです。

この地域は、山田原第2地区の圃場整備区だということでございます。今回の売買については、1,170平米、合わせて100万という単価が出ております。圃場整備をするに当たっては、高齢者等が換地を申し出ない方法で協力される場合に換地清算金という形で土地改良区で単価を決めておられると思います。

今回は、この単価を見ますと、その清算金の約半分弱という単価だと思っております。そういうこととなりますと、今後の圃場整備が成り立たない大きな問題も発生する可能性もありますので、先ほどの調査会長からありましたように、やっぱりその辺の指導のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま大久保委員のほうから説明がありましたけど、ほかに何かございせんか。どうぞ、森崎委員。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 大久保委員にちょっとお尋ねしますが、大体幾らぐらいで設定いたしますか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（18番 大久保 信一君） 申請地は、まだ今、面工事をなされております。そういうことで今後、換地清算金を決めていくところでございますけれども、その前に、山田村地域が既にもう完了されているんです。

土地改良区の理事長と事務局長に確認をした結果、その金額に準ずるという形でございます。山田原については、換地清算金が10アールあたり105万ということで決定をされております。

○議長（小筏 正治君） 森崎委員、いいですか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ほかに、ただいまの件で何かご質問はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号84番です。

受付番号84番については、義父より新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号84番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果において、許可に当たっても何ら問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号84番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 質疑がないようですので、議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号79番から84番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第18号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号31番から32番までです。

まず、受付番号31番については、申請人は、駐車場及び資材置き場用地の転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号32番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号31番から32番について、農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号31番から32番についてご質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（18番 大久保 信一君） 受付番号32番について、これは駐車場用地として許可申請ですが、被害防除計画の排水計画の中で自然流下という形でなっておりますけれども、自然流下したら近隣に支障はないものなのかどうかお尋ねをします。

○議長（小筏 正治君） 大久保委員のほうから、排水はどうされるか、大丈夫かということですけど、どうでしょうか。

○委員（17番 鶴崎 進君） 申請地のすぐ下に水路が2つありますので、それに流れるようになっております。

○事務局（増富 浩彦君） 自宅の敷地の排水と同じところに流す計画になっておりますので、大丈夫かと思っております。

○議長（小筏 正治君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会よりお願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、中部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号33番です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号33番について、申請人は、緑地帯への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号33番について、農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号33番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。どうぞ、東委員。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

この33番の転用目的の緑地帯というのは、どういう状態をいうわけですか。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか。どうぞ、池田委員。

○委員（13番 池田 兼三君） この地域については、申請者が会社の環境整備の中で、保養施設を整備しており、オリーブなどを植えております。今回の申請は、既存施設の拡張となっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） よかですか、東委員。

○委員（4番 東 康敬君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかに、この件で何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑ないようですので、議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、受付番号31番から33番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第19号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、渡部委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いいたします。

〔7番 渡部 篤委員 退場〕

○議長（小筏 正治君） それでは、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

(議案第19号について議案書をもとに説明)

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第19号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定の受付番号1番から20番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) それでは、次に所有権移転の受付番号20番から23番について、ご質疑ありませんか。20番から36番、質疑ありませんか。森崎委員、どうぞ。

○委員(6番 森崎 茂徳君) 受付番号22番は、改良区内でしょうか。農地法第3条の審議の際、大久保委員さんが言われた単価でいうと、やっぱり安いんじゃないかと思えますけれども。

○議長(小筏 正治君) どうぞ、林田委員。

○委員(5番 林田 剛君) 5番、林田です。

ここは、私たちの地元の桃山田土地改良区の区域内にある地域でありまして、農地集積のために貸し借り、売買というの今進めているところで、単価については、大体目安として工事前で反あたり80万という目安を改良区で出しているの、それに見合った単価を書いていると思われまので、値段としては適当ではないかなとは。

以上です。

○議長(小筏 正治君) 今、林田委員から説明がありましたけど、よかったですでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ないようですので、最後に、農地中間管理事業の受付番号24番から69番について、ご検討をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) 質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第19号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

ここで、渡部委員の入室を求めます。

〔7番 渡部 篤委員 入場〕

○議長(小筏 正治君) 満場一致で了解してもらいましたので、ご報告をいたします。

○委員(7番 渡部 篤君) ありがとうございます。

○議長(小筏 正治君) 次に、日程第5、議案第20号農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取に

ついてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第20号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画による、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けをされた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第20号に対する質疑を一括で行います。皆さん方、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第20号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第20号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第6、報告第3号非農地通知の発出についてを事務局より説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（報告第3号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時10分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年10月 5日

議 長

署名委員

署名委員